

東洋大学社会福祉学会／会 則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は東洋大学社会福祉学会と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、東洋大学白山キャンパスに置く。(東京都文京区白山5-28-20)

第2章 目 的

(目的)

第3条 本会は、社会福祉に関する学術研究と実践活動の成果の発表、及び会員相互の交流を目的とする。

(事業)

第4条 本会は、その目的を達成するために次の事業を行う。

1. 機関誌・通信の発行
2. 年次学術研究大会、研究会、講演会などの開催
3. その他、理事会が適当と認めた事業

第3章 会 員

(会員)

第5条 本会は、次の会員をもって組織する。

1. 通常会員
東洋大学教員、東洋大学に勤務された教員(専任・非常勤)
東洋大学の在籍生、卒業生
東洋大学大学院の在籍生、修了生
本会の目的に賛同する者

(入退会の手続き)

第6条 入会を希望する者は、所定の会費を添え、申込書を本会事務局に提出する。また、退会を希望する者は、本会事務局に通告して退会するものとする。

(会費)

第7条 会員は年会費(2,000円、学部在学学生等は1,000円)を納めなければならない。
年会費の額は総会で決定する。既納の会費は返済しない。

(会員の権利)

第8条 会費を納入した会員は、以下の権利を有する。

1. 通信物等の受領
 2. 機関誌の受領(無料)
 3. 機関誌への投稿
 4. 研究会・講演会など各種の会合への参加
 5. 前項4.における研究成果等の発表
- 二. 会費を3年以上滞納した者は、理事会の議を経て、その者の会員の権利を剥奪することができる。

第4章 機 関

(役員)

第9条 会の事業を遂行するために次の役員を置く。

1. 会長1名、事務局長1名、理事若干名、顧問若干名
2. 会計監事2名

(役員を選出)

第10条

1. 会長：理事の中から互選する。
2. 事務局長：顧問及び会長が、会務の執行にかかわる事務責任者として事務局長を選出し、総会の議を経て委嘱する。
3. 理事：総会において会員の中から互選する。
・研究大会担当・機関誌担当・財務担当・同窓会担当
なお、必要に応じてその他の理事を、総会において互選することができる。
4. 顧問：本会発展に貢献のあった者の中から、理事会の議を経て選出する。
5. 会計監事：総会において会員の中から互選する。

(役員任期)

第11条 役員任期は2年とする。

但し、再任を妨げない。補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

(理事会)

第12条 理事会は、会長、事務局長、理事によって組織される。

二. 理事会は、理事の過半数の出席をもって成立し、議事は出席理事の過半数をもって決する。

(総会)

第13条 会長は、毎年1回会員の通常総会を招集しなければならない。会長が必要と認めるとき又は会員の3分の1以上の請求があるときは、臨時総会を開く。なお、総会の議事は、出席会員の過半数をもって決する。

第5章 会 計

(経費)

第14条 本会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもってあてる。

(予算及び決算)

第15条 本会の予算及び決算は、理事会の議決を経て、総会の承認を得てこれを決定する。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わるものとする。

第6章 規約の変更及び解散

(会則の改正)

第17条 本会会則を変更し、又は本会を解散するには、会員の3分の1以上又は理事の過半数の提案により、総会出席会員の3分の2以上の同意を得なくてはならない。

付 則

1. 本会会則は、2005年11月27日から施行する。
2. 本会会則は、2020年6月10日に一部改正された。